

平成23年度

# 発注者支援業務等 説明資料



[日時] 平成22年12月20日（月）  
[場所] サンポート合同庁舎  
アイホール2F会議室  
14:00～16:00

## 四国地方整備局



# 発注者支援業務等の契約手続き

## <資料構成>

- 【1】平成23年度発注者支援業務等の方針
- 【2】平成23年度発注者支援業務等の概要
- 【3】平成23年度発注者支援業務等の契約方針
- 【4】平成23年度発注者支援業務等における要件等

この資料は、四国地方整備局ホームページ  
(<http://www.skr.mlit.go.jp/>)に掲載します。  
場合によっては、内容の変更があります。

# 1. 平成23年度発注者支援業務等の方針

## 全業務を「一般競争入札（総合評価落札方式）」

- 平成22年度発注者支援業務等について、全て一般競争入札（総合評価落札方式）で実施

民間企業の積極的な参加による競争性の向上を目的として、平成21年度より入札参加資格等の要件について大幅に拡大を実施

- 平成23年度発注者支援業務等についても、全て一般競争入札（総合評価落札方式）で実施

さらなる民間企業の積極的な参加による競争性の確保・向上を図るため、**民間競争入札**、及び**複数年度契約の導入**等を実施

# 1. 平成23年度発注者支援業務等の方針

## 1. 「民間競争入札」の導入

○平成23年度の以下に示す業務（発注者支援業務等）においては、「競争の導入による公共サービスの改革に関する法律（公共サービス改革法）に基づく民間競争入札」（民間競争入札）により実施する。

### <発注者支援業務等>

- ・発注者支援業務

- 積算技術、工事監督支援、技術審査

- ・公物管理補助業務

- 道路巡回、道路許認可審査・適正化指導、河川巡視支援、

- 河川許認可審査支援、ダム管理、堰・排水機場管理

- ・用地事務補助業務

- 用地補償総合技術

# 1. 平成23年度発注者支援業務等の方針

## 2. 「民間競争入札」導入の意義

発注者支援業務等については、これまでも透明性・競争性が確保されるよう取り組んできたところであるが、民間競争入札の実施にあたっては、内閣府に設置された第三者委員会である「官民競争入札等監理委員会」による入札参加要件等の審議を経た上で実施要項を定め、実施要項に基づく手続きにて落札した企業と契約することとされている。

この審議を経ることにより、更なる透明性、競争性の確保が期待される。

※平成22年11月22日・・・発注者支援業務等の実施要項決定。

※民間競争入札を導入した業務については、入札説明書に明示がありますので確認してください。

# 1. 平成23年度発注者支援業務等の方針

## 3. 「民間競争入札」導入に伴う受注者が 負う可能性のある責務等

### (1) 罰則等

- ①本業務に従事する者は、刑法(明治40年法第45号)その他の罰則の適用については、法令により公務に従事する職員とみなされる。
- ②公共サービス改革法第25条第1項の規定(秘密保持)に違反して、公共サービスの実施に関して知り得た秘密を漏らし、又は盗用した者は、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処されることとなる(公共サービス改革法第54条)。
- ③次のいずれかに該当する者は、公共サービス改革法第55条の規定により30万円以下の罰金に処されることとなる。
  - ・「公共サービス法第26条第1項」による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は「法第26条第1項」による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、若しくは質問に対して答弁せず、若しくは虚偽の答弁をしたもの。
  - ・正当な理由なく、「法第27条第1項」による指示等に違反した者。
- ④法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業員が、その法人又は人の業務に関し、上記③の違反行為をしたときは、法第56条の規定により、行為者を罰するほか、その法人又は人も上記③の刑を科されることとなる。

### (2) 会計検査について

受注者は、会計検査院法第23条第1項に規定する「事務若しくは業務の受注者」に該当し、会計検査院が必要と認めるときは、同法第25条及び第26条により、会計検査院の実地検査を受けたり、同院から直接又は発注者を通じて、資料・報告書等の提出を求められたり質問を受けたりすることがある。

## 2. 平成23年度 発注者支援業務等の概要

### <発注者支援業務等>

分類	区分	業務区分
発注者支援業務等	発注者支援業務	積算技術、工事監督支援、技術審査
	公物管理補助業務	河川巡視支援、河川許認可審査支援、ダム管理支援、堰・排水機場管理支援、道路巡回、道路許認可審査・適正化指導
	用地事務補助業務	用地補償総合技術

## 2. 平成23年度 発注者支援業務等の概要

### <発注者支援業務>

【発注者支援業務等】

区 分	主 な 業 務 内 容
① 積算技術 支援	工事の積算に必要な工事発注用図面、数量総括表、積算資料、積算データの作成等の業務の支援
② 工事監督 支援	工事の節目ごとに、工事目的物の寸法、位置、使用する材料の材質等についての、適否の確認及び、監督員への報告や、工事施工業者から提出される資料と現場状況の照合及び、設計変更協議用資料の作成等の支援
③ 技術審査	入札契約手続きにおける企業の技術力評価のための審査資料の作成等の業務の支援

## 2. 平成23年度 発注者支援業務等の概要

### <公物管理補助（河川関係）>

【発注者支援業務等】

区 分	主 な 業 務 内 容
①河川巡視支援	河川が常時良好に保たれるよう、管理する区域（河川区域、河川予定地、河川保全区域）を巡視することにより、その時の状況を把握し、河川の異常・変状及び不法占用等の状況を報告・記録するとともに、必要な措置を講ずる
②河川許認可審査支援	河川関係法令等に基づく申請書類の審査、許可工作物の監督検査、苦情・問い合わせ対応、台帳整備、危機管理対応等の支援
③ダム管理支援	ダム、貯水池や関連設備等を管理する上で必要な監視、点検、ゲート操作、気象水象等の観測記録及びダム管理資料整理等の業務の支援

## 2. 平成23年度 発注者支援業務等の概要

### <公物管理補助（道路関係）>

【発注者支援業務等】

区分	主な業務内容
①道路巡回	道路が常時良好に保たれるよう、道路及び道路の利用状況を把握し、道路に異常を確認した際の報告や交通に影響を与える落下物処理、不法占用等に対して適宜の措置を講ずる
②道路許認可 審査・適正化 指導	各種申請書類の審査・指導、道路の不正使用、不法占用の指導取締り、境界確認申請審査・現地立合い、特殊車両通行の指導取締り等の支援

### <用地事務補助>

区分	主な業務内容
用地補償 総合技術	公共用地交渉用資料の作成、権利者に対する公共用地交渉の実施 等

### 3. 平成23年度発注者支援業務等の契約方針

#### 1. 応募要件等

---

- 平成21年度より、実績要件・資格要件等の改善（緩和）を実施しており、H23年度発注業務においては、本年7月に実施したアンケート結果も踏まえて、業務に必要となる技術力の確保を図るための要件とする。

##### （1）企業及び管理技術者に求める実績要件

- 当該業務分野における技術力確保を目的とした実績（同種・類似業務）重視から、必要な技術力確保を目的とした実績要件への大幅な改善（緩和）を昨年度の業務発注時に実施済みであり、同様に要件を拡大している。
-

### **3. 平成23年度発注者支援業務等の契約方式等**

#### **(2) 管理技術者に求める資格要件**

- 一般的に認知されている資格を参加可能としており、基本的には今年度と同じ要件とする。

#### **(3) 中立性要件**

- 発注者支援業務の受注者と業務の対象工事の請負者等との利益相反を防止するため、当該要件に対して必要な中立性要件を付する。

#### **(4) 管理技術者の直接雇用関係**

- 企業と管理技術者の直接雇用関係について、履行期間中の直接雇用関係を求める要件に平成21年度業務より緩和しており、今年度も同じ要件とする。

### 3. 平成23年度発注者支援業務等の契約方式等

#### 2. 契約条件の見直し

---

##### （1）適正な発注ロット

- ・ 業務遂行上の効率性及びコストを勘案した上で、適切な発注ロットを設定する。

##### （2）設計共同体

- ・ 技術力の結集による品質確保向上及び企業の積極的な参加による競争性の向上を図るため、今年度より一部業務において設計共同体による業務参加を試行導入しているが、平成23年度はさらなる拡大を図る。

### 3. 平成23年度発注者支援業務等の契約方式等

#### 発注者支援業務等において設計共同体として認める業務の区分

対象業務	分担できる業務の区分	
発注者支援業務		
積算技術 工事監督支援	業務内容による区分	・河川／道路／電気／機械 等
	工種による区分	・維持修繕／改築 等
	区域による区分	・出張所単位（監督官単位） ・河川単位 ・道路路線単位 等
公物管理補助業務（全般）	業務内容による区分	・河川／道路／電気／機械 等
	区域による区分	・出張所単位 ・河川単位 ・道路路線単位 等
ダム管理支援	業務内容による区分	・下流放流区間巡回／ダム操作業務 等
堰・排水機場等管理支援	区域による区分	・施設単位 等
河川許認可審査支援	業務内容による区分	・占用申請等の審査受付／現地での占用状況等確認 等
道路許認可審査・適正化指導	業務内容による区分	・占用申請等の審査受付／現地立会／特車申請の審査及び指導取締り 等
用地補償総合技術業務	業務内容による区分	・道路／河川 等
	区域による区分	・河川単位 ・道路路線単位 等

### 3. 平成23年度発注者支援業務等の契約方式等

#### （3）国庫債務負担行為を活用した複数年度契約の実施

- ・本年7月に実施したアンケート結果、及び民間の創意工夫が期待されることから、複数年度契約を試行導入する。

発注者支援業務・・・全体件数の4割程度の業務で2ヶ年度の複数年度契約を実施

公物管理補助業務・・・全体件数の半数程度の業務で2ヶ年度の複数年度契約を実施（一部、3ヶ年度の契約についても試行）

### 3. 平成23年度発注者支援業務等の契約方式等

#### 3. スケジュール(案)

##### <四国地方整備局のスケジュール(案) のイメージ>

- 発注の見通しの公表  
※ 1月上旬を予定 (PPI、HP、掲示公表予定)
- 入札手続開始の公告  
※ 1月中旬を予定
- 入札・開札  
※ 3月上旬を予定
- 4月1日以降履行開始

(※注意) 電子入札システムでは、一般競争入札方式を使用します。

### **3. 平成23年度発注者支援業務等の契約方式等**

#### **4. 情報提供の拡充**

---

##### **(1) 民間事業者向け説明会の開催**

- ・ 契約方式や応募要件の見直し内容等の情報提供を行うため、入札公告等に先立ち事業者向けの説明会を開催。

##### **(2) 入札公告に掲載する情報の充実**

- ・ 入札情報サービス（PPI）により簡易な方法で入手できる入札公告において、具体的な応募要件を記載する。
  - ・ 四国地方整備局のホームページに発注者支援業務等関連情報のポータルサイトを設置し、情報提供の充実を図る。
-

## 4. 平成23年度発注者支援業務等における要件等

### 1) 参加資格要件（特記事項のみ）

警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する建設業者等又はこれに準ずる者として、発注工事等からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。

#### ※設計共同体の場合

業務の特性に応じた分担業務となっている設計共同体であって、「競争参加者の資格に関する公示」に示すところにより、四国地方整備局長から業務に係る設計共同体としての競争参加者の資格の認定を当該業務の落札決定の日までに受けているものであること。

## 4. 平成23年度発注者支援業務等における要件等

### 2) 競争参加資格申請書の提出者に対する要件

#### (ア) 中立・公平性に関する要件

【発注者支援業務等】

#### <発注者支援業務>

業務区分	要 件
積算技術	<p>・工事に関する参加資格要件</p> <p>「業務の履行期間中に工期がある当該事務所発注工事に参加している者及びその発注工事に参加している者と資本面・人事面で関係がある者は、本業務の入札に参加出来ない。」</p>
工事監督 支援	<p>・工事に関する事後制限（※参加資格には該当しない）</p> <p>「本業務を受注した者及び本業務を受注した者と資本面・人事面で関係のある者は、業務履行期間中に工期のある当該事務所発注工事に参加してはならない。また、本業務の担当技術者の出向・派遣元及び出向・派遣元と資本面・人事面で関係のある者は、業務履行期間中に工期のある当該事務所発注工事に参加してはならない。」</p>
技術審査	

## 4. 平成23年度発注者支援業務等における要件等

### 【発注者支援業務等】<公物管理補助業務（その1）>

業務区分	要 件
河川巡視支援	<p>・<b>参加資格要件</b> 「業務対象河川内の占用者等及びその占用者等と資本面・人事面等で関係がある者は、本業務の入札に参加できない。」（ただし、業務内容に許認可等の審査、指導の支援を付随されている業務に限る。）</p>
河川許認可審査支援	
ダム管理支援	<p>・<b>参加資格要件等</b></p> <p>①本業務の履行期間中に工期がある当該事務所発注工事に参加している者及びその発注工事に参加している者と資本面・人事面で関係がある者は、本業務の入札に参加できない。（ただし、業務内容に、工事監督の支援、積算の支援、技術審査の支援に関する業務が付随されている場合に限る。）</p> <p>②業務対象河川内の占用者等及びその占用者等と資本面・人事面等で関係がある者は、本業務の入札に参加できない。（ただし、業務内容に許認可等の審査、指導の支援を付随されている業務に限る。）</p> <p>・<b>工事に関する事後制限（※参加資格には該当しない）</b> 本業務を受注した者及び本業務を受注した者と資本面・人事面で関係がある者は業務履行期間中に工期のある当該業務発注担当部署発注工事に参加してはならない。また、本業務の担当技術者の出向・派遣元及び出向・派遣元と 資本面・人事面で関係のある者は、業務履行期間中に工期のある当該業務発注担当部署発注工事に参加してはならない。（ただし、業務内容に、工事監督の支援、積算の支援、技術審査の支援に関する業務が付随されている場合に限る。）</p>

## 4. 平成23年度発注者支援業務等における要件等

### <公物管理補助業務（その2）>

【発注者支援業務等】

業務区分	要件
道路巡回	要件を付さない
道路許認可審査・適正化指導	<p>・<b>参加資格要件</b></p> <p>「本業務に関連する特定の企業や団体と資本・人事面における関連の有無に関わらず、業務提携及び技術提携等を行うなど、中立性・公平性に欠ける者でないこと」</p>

# 4. 平成23年度発注者支援業務等における要件等

## <用地事務補助業務>

業務区分	要 件
(発注者支援業務等) 用地補償総合技術	「入札に参加しようとする者は、業務の履行場所に係る被補償者との間において、以下の関係がないこと。」 1) 会社法に基づく子会社、親会社の関係ないこと。 2) 入札参加者自身が被補償者でないこと及び入札参加者の役員が被補償者でないこと又は入札参加者の役員が被補償者の役員を兼ねていないこと。

- ・ 参加資格要件の「発注工事に参加」とは、当該工事を受注していること、当該工事の下請けをしていることをいう。
- ・ 事後制限の「発注工事に参加」とは、当該工事の入札に参加すること、当該工事の下請けとしての参加をいう。
- ・ 資本面・人事面で関係があるとは、次の①又は②に該当するものをいう。
  - ① 一方の会社が他方の会社の発行済株式総数の100分の50を超える株式を有し、又はその出資の総額の100分の50を超える出資をしている場合。
  - ② 一方の会社の代表権を有する役員が他方の会社の代表権を有する役員を兼ねている場合。

## 4. 平成23年度発注者支援業務等における要件等

### 2) 競争参加資格申請書の提出者に対する要件

#### (イ) 業務実施体制に関する要件

- ・ 競争参加資格申請書を提出する者は、四国地方整備局管内に業務拠点（予定管理技術者が恒常に常駐し業務を行うところ）を有すること。
- ・ なお、業務内容により「○○県内」と記載する場合がありますので、詳細は各業務の入札説明書によること。  
例)  
・ 発注者支援業務 → 四国地方整備局管内  
・ 公物管理補助業務 → ○○県内
- ・ 業務の主たる部分を再委託するものでないこと。
- ・ 業務の分担構成が不明確又は不自然でないこと。

※設計共同体の場合に、業務の分担構成が必要以上に細分化されていないこと。

## 4. 平成23年度発注者支援業務等における要件等

### 2) 競争参加資格申請書の提出者に対する要件

#### (ウ) 業務実績に関する要件

- ・ 競争参加資格申請書を提出する者（企業）は、平成13年度以降に元請けとして完了した以下に示す業務（平成22年度完了予定も対象に含む）において、1件以上の実績を有すること。ただし、地方整備局等委託業務等成績評定要領に基づく業務成績が60点未満の場合は実績として認めない。

#### ① [実績の対象となる発注機関]

- ・ 国の機関
  - ・ 特殊法人等
  - ・ 地方公共団体
  - ・ 地方公社
  - ・ 公益法人
  - ・ 大規模な土木工事を行う公益民間企業
- ※ 用地関係については入札説明書による。

## 4. 平成23年度発注者支援業務等における要件等

### 2) 競争参加資格申請書の提出者に関する要件

#### (ウ) 業務実績に関する要件

※ 詳細については、各業務の入札説明書による。

##### ② [企業における実績の対象となる業務分野]

【 ● : 同種 】

業務実績	発注者支援業務等		
	発注者支援	公物管理補助	用地補償総合
発注者支援	●	●	
公物管理補助（発注者支援業務等）	●	●	
CM業務	●	●	
PFI事業技術アドバイザリー業務	●	●	
土木設計業務	●	●	
調査検討・計画策定業務	●	●	
管理施設調査・運用・点検業務	●	●	
測量業務・地質調査業務	●	●	
補償コン登録規程に定めるいずれかの業務			●

※ 行政事務補助（技術資料作成等業務）は調査検討・計画策定業務に該当する。

## 4. 平成23年度発注者支援業務等における要件等

### 3) 配置予定管理技術者に対する要件

#### (ア) 予定管理技術者の資格等<発注者支援業務>

業務種別	記載内容
(発注者支援) ・積算技術 ・工事監督 支援 ・技術審査	<ul style="list-style-type: none"><li>・技術士（総合技術監理部門（建設）又は建設部門）</li><li>・1級土木施工管理技士</li><li>・土木学会特別上級技術者、土木学会上級技術者又は土木学会1級技術者</li><li>・（社）全日本建設技術協会が認定する公共工事品質確保技術者（Ⅰ）又は（Ⅱ）又は発注者が認めた同等の資格を有する者</li><li>・RCCM（技術士部門と同様の部門に限る）</li><li>・四国地方公共工事品質確保促進協議会が認定した支援技術者Ⅰ※（その他他地整認定資格）</li></ul>

※ 積算技術については、四国地方公共工事品質確保促進協議会が認定した支援技術者Ⅰ又はⅡ

## 4. 平成23年度発注者支援業務等における要件等

### 3) 配置予定管理技術者に対する要件

#### (ア) 予定管理技術者の資格等<公物管理(河川関係)>

業務種別	記載内容
<p>(発注者支援)</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・ 河川巡視 支援</li><li>・ 河川許認 可審査</li><li>・ ダム管理 支援</li></ul>	<ul style="list-style-type: none"><li>・ 技術士（総合技術監理部門（建設）又は建設部門）</li><li>・ 1級土木施工管理技士</li><li>・ 土木学会特別上級技術者、土木学会上級技術者又は土木学会1級技術者</li><li>・ RCCM（技術士部門と同様の部門に限る）</li><li>・ 河川法第77条第1項の河川監理員の経験を1年以上有する者</li><li>・ 河川又は道路関係の技術的行政経験を25年以上有する者</li><li>・ 河川法施行規則第27条の2 第1項第1号に基づく登録試験（ダム管理技士試験）に合格あるいは第2号の研修を終了したもの。（ダム管理支援のみ対象）</li></ul>

## 4. 平成23年度発注者支援業務等における要件等

### 3) 配置予定管理技術者に対する要件

#### (ア) 予定管理技術者の資格等<公物管理(道路関係)>

業務種別	記載内容
(発注支援等) ・道路巡回 ・道路許認可審査・ 適正化指導	<ul style="list-style-type: none"><li>・技術士(総合技術監理部門(建設)又は建設部門)</li><li>・1級土木施工管理技士</li><li>・土木学会特別上級技術者、土木学会上級技術者又は土木学会1級技術者</li><li>・RCCM(技術士部門と同様の部門に限る)</li><li>・道路法第71条第4項の道路監理員の経験を1年以上有する者</li><li>・道路又は河川関係の技術的行政経験を25年以上有する者</li></ul>

※ RCCM: RCCMと同等の能力を有する者として、RCCM試験に合格しているが転職等により登録ができない立場にいる者を含む。

## 4. 平成23年度発注者支援業務等における要件等

### 3) 配置予定管理技術者に対する要件

#### (ア) 予定主任担当者の資格等<用地事務補助>

業務種別	記載内容
(発注者支援) ・用地補償 総合技術	<ul style="list-style-type: none"><li>公共用地交渉業務及びこれに関連する業務を総合的に行う業務に関し7年以上の実務の経験を有する者であって、補償業務に関し5年以上の指導監督的実務の経験を有するもの。</li><li>補償業務全般に関する指導監督的実務の経験7年以上を含む20年以上の実務の経験を有する者。</li><li>登録規程第2条第1項の別表に掲げる総合補償部門に係る補償業務管理者。</li><li>社団法人日本補償コンサルタント協会が定める「補償業務管理士研修及び検定試験実施規程(平成3年3月28日理事会決定)(以下「実施規程」という。)第3条に掲げる総合補償部門において実施規程第14条に基づく補償業務管理士登録台帳に登録された補償業務管理士。</li><li>実施規程第3条に掲げる土地調査部門、土地評価部門、物件部門及び補償関連部門の4部門すべてにおいて実施規程第14条に基づく補償業務管理士登録台帳に登録された補償業務管理士。</li></ul>

## 4. 平成23年度発注者支援業務等における要件等

### 3) 配置予定管理技術者に対する要件

#### (イ) 予定管理技術者に必要とされる同種又は類似業務等の実績

- ・ 予定管理技術者は、平成13年度以降に完了した以下に示す同種又は類似業務（平成22年度完了予定も対象に含む）において、1件以上の実績を有すること。
- ・ 業務実績には、平成13年度以降に元請けとして同種又は類似業務に従事した経験の他、出向又は派遣、再委託により行った業務実績も同種又は類似業務として認める。また発注者として従事した同種又は類似業務の経験も実績として認める。

#### 【例：工事監督支援業務の場合】

- [1] 同種：
    - ・国、都道府県、政令市、特殊法人等が発注した土木工事に関する発注者支援業務
  - [2] 類似：
    - ・地方公共団体（都道府県及び政令市を除く）、地方公社、公益法人又は大規模な土木工事を行う公益民間企業が発注した土木工事に関する発注者支援業務
    - ・国、都道府県、政令市、特殊法人等、地方公共団体、地方公社、公益法人又は大規模な土木工事を行う公益民間企業が発注した公物管理補助業務、CM業務、PFI事業技術アドバイザリー業務、土木設計業務における概略・予備・詳細設計、土木工事の監理技術者
- ※ 「発注者」とは、  
国、都道府県、政令市、特殊法人等で職員として従事したことをいう。

## 4. 平成23年度発注者支援業務等における要件等

### 3) 配置予定管理技術者に対する要件

(イ) 予定管理技術者に必要とされる同種又は類似業務等の実績

① [予定管理技術者] 対象業務における同種・類似業務の分類

<発注者支援業務>

●：同種 ○類似

業務実績	発注者支援業務等		
	工事監督 支援	技術審査	積算技術
発注者支援	●○	●○	●○
公物管理補助（発注者支援業務等）	○	○	○
CM業務	○	○	○
PFI事業技術アドバイザリー業務	○	○	○
土木設計業務（概略・予備詳細設計業務）	○	○	○
土木工事（監理技術者）	○	○	○

※ 詳細については、各業務の入札説明書による。

## 4. 平成23年度発注者支援業務等における要件等

### 3) 配置予定管理技術者に対する要件

(イ) 予定管理技術者に必要とされる同種又は類似業務等の実績

② [予定管理技術者] 対象業務における同種・類似業務の分類

<公物管理業務（河川関係）>

●：同種 ○：類似

業務実績	業務内容	発注者支援業務等			
		河川 巡回支援	河川許認 可審査	ダム管 理支援	堰・排水機 場管理支 援
発注者支援		○	○	○	○
公物管理補助（河川）（発注者支援業 務等）		●○	●○	●○	●○
調査検討・計画策定業務（河川）		○	○	○	○
管理施設調査・運用・点検業（河川）		○	○	○	○
土木設計業務（河川の概略・予備・詳 細設計業務）		○	○	○	○
土木工事（監理技術者）		○	○	○	○

※ 詳細については、各業務の入札説明書による。

## 4. 平成23年度発注者支援業務等における要件等

### 3) 配置予定管理技術者に対する要件

(イ) 予定管理技術者に必要とされる同種又は類似業務等の実績

② [予定管理技術者] 対象業務における同種・類似業務の分類

<公物管理業務（道路関係）>

●：同種 ○：類似

業務実績	業務内容		発注者支援業務等	
	道路巡回	道路許認可審査・適正化指導	発注者支援	公物管理補助（道路）（発注者支援業務等）
CM業務	○	○	●○	●○
PFI事業技術アドバイザリー業務	○	○	○	○
管理施設調査・運用・点検業（道路）	○	○	○	○
土木設計業務（道路の概略・予備・詳細設計業務）	○	○	○	○
土木工事（監理技術者）	○	○	○	○

※ 詳細については、各業務の入札説明書による。

## 4. 平成23年度発注者支援業務等における要件等

### 3) 配置予定管理技術者に対する要件

(イ) 予定主任担当者に必要とされる同種又は類似業務等の実績

② [予定主任担当者] 対象業務における同種・類似業務の分類

<用地事務補助業務>

●：同種 ○類似

業務実績	業務内容 (発注者支援業務等) 用地補償総合技術
補償説明業務	●
公共用地交渉業務（用地補償総合技術業務（発注者支援業務等）、用地補償技術業務含む）	●
用地関係資料作成整理等業務 (その他)	○
上記業務及び総合補償部門を除く7部門いずれかの業務	○

## 4. 平成23年度発注者支援業務等における要件等

### 3) 配置予定管理技術者に対する要件

#### (ウ) 恒常的雇用関係

- ・ 予定管理技術者は、本業務の履行期間中に本業務の受注者と直接的雇用関係がなければならない。

## 4. 平成23年度発注者支援業務等における要件等

### 3) 配置予定管理技術者に対する要件

#### (エ) 手持ち業務量①

- 予定管理技術者は、平成23年4月1日現在の手持ち業務量（本業務を含まず、特定後未契約のもの及び落札決定通知を受けているが未契約のものを含む。また、履行期限が平成23年3月31日以前となっているものは含まない。さらに、複数年契約の業務の場合は、当該年の年割額とする。以下同じ。）が4億円未満かつ10件未満であること。
- ただし、手持ち業務とは管理技術者又は担当技術者（測量又は地質調査業務における主任担当者及び担当技術者、補償コンサルタント業務における主任担当者及び担当者、又は他の業種においてはこれらに相当する技術者を含む）となっている契約金額が500万円以上の業務をいう。
- 平成23年4月1日現在での手持ち業務のうち、国土交通省の所管に係る建設コンサルタント業務等（港湾空港関係を除く。）で調査基準価格を下回る金額で落札した業務がある場合には、手持ち業務量の契約金額を4億円未満から2億円未満に、件数を10件未満から5件未満にするものとする。

●H23発注者支援業務等において複数業務を受注し、手持ち業務制限を超えた場合は「無効」（手持ち業務の制限を超えた業務のみ）となるので注意すること。

## 4. 平成23年度発注者支援業務等における要件等

### 3) 配置予定管理技術者に対する要件

#### (エ) 手持ち業務量②

- ・ 業務の履行期間中は予定管理技術者の手持ち業務量が契約額4億円未満、件数で10件未満（平成23年4月1日現在の手持ち業務に、国土交通省の所管に係る建設コンサルタント業務等（港湾空港関係を除く。）で調査基準価格を下回る金額で落札した業務がある場合には、契約金額で2億円未満、件数で5件未満）を超えないこととし、超えた場合には、遅滞なくその旨を報告しなければならない。その上で、業務の履行を継続することが著しく不適当であると認められる場合には、当該管理技術者を、以下の1)から4)までの全ての要件を満たす技術者に交代させる等の措置請求を行う場合があるほか、業務の履行を継続する場合であっても、業務の業務成績評定に厳格に反映させるものとする。

- 1) 当該管理技術者と同等の同種又は類似業務実績を有する者
- 2) 当該管理技術者と同等の技術者資格を有する者
- 3) 当該管理技術者と同等以上の業務成績平均点を有する者
- 4) 手持ち業務量が当該業務の入札説明書又は特記仕様書において設定している予定管理技術者の制限を超えない者

## 4. 平成23年度発注者支援業務等における要件等

### 4) 担当技術者等に対する要件

- 担当技術者等の資格要件については、特記仕様書等に記載します。

<【参考】発注者支援業務の要件>

業務種別	資 格 要 件
(発注者支援業務等) 工事監督支援 技術審査 積算技術	<ul style="list-style-type: none"><li>技術士（総合技術監理部門（建設）又は建設部門）</li><li>技術士補（建設部門）</li><li>一級又は、二級土木施工管理技士</li><li>土木学会特別上級技術者、土木学会上級又は1級又は2級技術者</li><li>（社）全日本建設技術協会が認定する公共工事品質確保技術者（Ⅰ）又は（Ⅱ）又は発注者が認めた同等の資格を有する者</li><li>RCCM（技術士部門と同様の部門に限る）</li><li>四国地方公共工事品質確保促進協議会会長が認定した支援管理技術者Ⅰ又はⅡ（業務により異なるので特記仕様書を確認）</li><li>同種又は類似業務の実務経験が1年以上の者</li><li>河川又は道路関係の技術的行政経験を10年以上有する者</li></ul>
※ 各業務の特性等により左記要件と異なる要件とする場合もあります。 詳細は、各業務の特記仕様書等によります。	

## 4. 平成23年度発注者支援業務等における要件等

### 5) 総合評価項目

#### ①配置予定担当技術者の経験について評価する。

同種又は類似業務の実績のある担当技術者を配置予定の場合は、総合評価において優位に評価する。ただし、契約時点で予定していた同種又類似の実績のある担当技術者を配置できない場合は、業務成績において減点とします。

#### ②履行確実性評価の導入

調査基準価格が設定される業務においては、総合評価項目において履行確実性の評価を追加する。

## 4. 平成23年度発注者支援業務等における要件等

### 6) 業務に必要となる物品・消耗品等

- ① 業務に必要な物品・消耗品は、受注者の責任において準備する。
- ② 詳細については、各業務の入札説明書、特記仕様書による。